明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（財務七）　一
○経済産業省定員規則の一部を改正する省令（経済産業五）　三
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（国土交通一〇）　四
○環境省定員規則の一部を改正する省令（環境一）　五
〔規　則〕
○職員の配偶者同行休業（人事院二六―〇）　五
○国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則（同一―六〇）　五
〔告　示〕
○石油の備蓄の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき、特定石油ガス輸入業者等の指定に関する告示の全部を改正する件（経済産業二九）　六
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一二六）　一三
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同一二七）　二〇
○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示（同一二八）　二三
〔官庁報告〕
官庁事項　二三
昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一）　二四
平成二十一年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（同二）　二四
人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（同三）　二四
〔公　告〕
諸事項　二四
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
税理士登録者関係　二四
地方公共団体
行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○財務省令第七号

国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）第十三条第二項及び第十四条第二項の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十三日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「。第十九条において「給与法」という。」を加える。

第十四条第一項中「構造」の下に「の区分」を、「有料宿舎の所在地」の下に「の区分（令第十三条第一項に規定する有料宿舎の所在地の区分をいう。第二十条の三において同じ。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「、前項の規定の適用を受ける場合を除き」を削り、同項を同条第二項とする。

第十五条第一項中「及び前条第一項」を「、前条第一項及び第十九条」に改める。

第十八条第一項中「又は第十五条」を「、第十五条又は第十九条」に改める。

第十九条の見出しを削り、同条を第十九条の二とし、第十八条の次に次の見出し及び一条を加える。

（特別の事情による有料宿舎の使用料の調整）

第十九条　単身赴任者（給与法第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員又はこれに準ずる職員をいう。）に貸与する有料宿舎については、基準使用料の額を第十三条又は第十四条第一項の規定により調整した金額にかかわらず、国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二十七号）による改正前の令第十三条第一項に規定する一平方メートル当たりの基準使用料の額を国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第七号）による改正前のこの省令第十三条又は第十四条第一項の規定により調整した金額を、令第十三条第二項の規定により調整した金額とする。

第二十条中「第十八条」の下に「、第十九条」を加える。

第二十条の三の表を次のように改める。

施設の差異	有料宿舎の所在地の区分				
	一級地	二級地	三級地	四級地	その他の地域
屋内に設置するもの	九十五円加算	六十円加算	五十三円加算	四十九円加算	四十七円加算
屋外に設置するもの	九十五円控除	六十一円控除	五十四円控除	四十九円控除	四十七円控除

別表を次のように改める。

別表（第十四条関係）

有料宿舎の所在地の区分	構造	年数	金額
一級地	金	五年	七十三円
		十年	百十八円
		十五年	百八十五円
		二十年	二百三十八円
		二十五年	二百七十八円
		三十年	三百三十三円
	五十五平方メートル未満	五年	九十円
		十年	百十二円
		十五年	二百二十八円
		二十年	三百三十三円
		二十五年	三百五十七円
		三十年	四百五円
	五十五平方メートル以上七十平方メートル未満	五年	百五円
		十年	百六十七円
		十五年	二百六十七円
		二十年	三百四十九円
		二十五年	四百十円
		三十年	四百四十五円
	七十平方メートル以上八十平方メートル未満	五年	百二十四円
		十年	二百二十八円
		十五年	三百二十円
		二十年	四百三十九円
		二十五年	五百二十三円
		三十年	六百六十五円
	八十平方メートル以上百平方メートル未満	五年	百五十五円
		十年	三百五円
		十五年	四百十七円
		二十年	五百八十二円
		二十五年	六百八十五円
		三十年	七百五十七円